

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見

「知的財産推進計画2015」の策定にあたり、当連盟は下記のとおり要望する。

記

○ クリエイターや権利者への適切な還元について

- ・ デジタル化技術およびインターネットの発達・普及により、テレビ番組等のコンテンツを利用してメーカーや消費者が利益・利便性を享受している一方、私的録画補償金制度が全く機能していないため、そこで利用されているコンテンツのクリエイターや権利者に適切な還元が行われていない。早急に現行の補償金制度の見直し・再建、またはこれに代わる新たな制度の創設を要望する。

○ アーカイブの利活用について

- ・ アーカイブの利活用に関する放送分野の取組や他のアーカイブとの連携については、放送事業者や他の権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討を進めることを要望する。

○ コンテンツの海外展開について

- ・ コンテンツの海外展開において、幅広いジャンルの日本コンテンツの連携を図るとともに、効果的な取組については継続的に実施することが必要である。そのため、「放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）」等を活用した省庁横断的なオールジャパン体制での海外展開や、一定の効果を有している既存の海外展開の取組が中長期的ビジョンをもって実施できるような政策的・財政的支援を要望する。
- ・ また、コンテンツの海外展開のために他国との制度的・文化的側面における障壁など、民間の努力だけでは解決できない問題について、国が講じるべき施策を強力に推進するよう要望する。

○ 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

- ・ 近年、特にインターネットを通じた動画サイト等でのコンテンツの違法配信が国内外で横行している。こうした状況は国内外におけるコンテンツ流通の阻害要因のひとつとなっており、権利者による対応（削除要請等）には限界がある。国内においては改めて法制度等の見直しが必要であり、また、海外においては侵害発生国との間において国レベルで解決策を検討することを要望する。

以上